

一、相关新法令、新政策

● 刑法修正案（八）

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第 41 号

【发布日期】2011-02-25

【实施日期】2011-05-01

【内容提要】该法令包括：

取消部分死刑罪名	取消 13 个经济性非暴力犯罪死刑罪名（死刑罪名由 68 个减至 55 个），同时延长严重犯罪的实际服刑期。
增设“危险驾驶罪”	首次将“醉酒驾驶机动车”、“在道路上驾驶机动车追逐竞驶”等严重危害公共安全的交通违法行为纳入其中。
加重食品安全犯罪的刑罚	包括生产、销售环节；针对掺入有毒、有害非食品原料或者不符合卫生标准的食品等。
“恶意欠薪”正式列罪	以转移财产、逃匿等方法逃避支付劳动者的劳动报酬或者有能力支付而不支付劳动者的劳动报酬，数额较大的，可能面临有期徒刑或拘役，并处或单处罚金。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-02/25/content_1625679.htm

● 车船税法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第 43 号

【发布日期】2011-02-25

【实施日期】2012-01-01

【内容提要】根据该法令：

扩大征税范围	包括乘用车、商用车（包括客车和货车）、挂车、其他车辆（包括专用作业车和轮式专用机械车）、摩托车、船舶；而不论车船是否应向管理部门登记。（原征税范围：依法应在车船管理部门登记的车船。）
乘用车的计税依据	由现行统一计征，调整为按排气量大小分 7 档计征。其中： <ul style="list-style-type: none"> 2.0 升及以下乘用车的纳税额度维持现价（60 元至 660 元）； 2.0 升以上乘用车的纳税额度大幅度上涨，排量越高，每年纳税额度越多，最高可达 5400 元。

一、関連する新法令、新政策

● 刑法改正案（八）

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】主席令第 41 号

【発布日】2011-02-25

【施行日】2011-05-01

【概要】本法令によると下記の通りである。

一部死刑罪名を廃止した	13 の経済性非暴力犯罪の死刑罪名を廃止し（死刑罪名を 68 から 55 に減らす）、同時に嚴重犯罪の実際の服役期間を延長する。
「危険運転罪」の増設	初めて、「エンジン付き車両の酒酔い運転」、「路上でのエンジン付き車両の暴走運転」等の公共の安全を嚴重に脅かす交通法違反行為をこの中に組み入れた。
食品安全犯罪刑罰の加重	生産、販売段階を含む。有毒、有害の食品以外の原料を混入した又は衛生基準に適合しない食品等を対象とする。
「悪意の賃金未払い」を正式に犯罪として列挙	財産移転、逃げ隠れする等の方法により労働者への労働報酬支払から免れようとした又は能力があるに関わらず労働者の労働報酬を支払わず、金額が比較的多額である場合、有期懲役又は拘留に処され、罰金を併科又は単科される可能性がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-02/25/content_1625679.htm

● 車船税法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】主席令第 43 号

【発布日】2011-02-25

【施行日】2012-01-01

【概要】本法令によると下記の通りである。

課税範囲の拡大	課税範囲には、乗用車、商用車（バスとトラックを含む）、トレーラー、その他車両（専用作業車と輪式専用機械車を含む）、オートバイ、船舶が含まれ、自動車と船舶は管理部门にて登記すべきであるかどうかに関わらない。（従来の課税範囲：法により車船管理部门にて登記しなければならない自動車と船舶。）
乗用車の税額計算根拠	現行の統一的に課税するから排気量の大きさにより 7 段階に分けて課税するように調整する。このうち、 <ul style="list-style-type: none"> 2.0 リットル以下の乗用車の納税限度額は現在の価格（60 元から 660 元）を据え置く。 2.0 リットル以上の乗用車の納税限度額は大幅に上昇し、排気量が多いほど、毎年の納税限度額は多くなり、最高で 5400 元にも達する。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-02/25/content_1625675.htm

● 关于开展 2011 年外商投资企业联合年检工作的通知

【发布单位】商务部等六部门
【发布文号】商资函〔2011〕75 号
【发布日期】2011-02-23
【内容提要】根据该通知：
▪ 2011 年 03 月 01 日至 06 月 30 日为外商投资企业联合年检办公时间；
▪ 年检内容为 2010 年度外商投资企业运营情况；
▪ 在中国境内，依法批准设立并登记注册、获得法人资格的外商投资企业均须参加年检。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/201102/20110207416734.html>

● 关于将平板电视机商品纳入《部分商品修理更换退货责任规定》调整范围的公告

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局公告 2011 年第 20 号
【发布日期】2011-02-17
【实施日期】2011-03-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2011/201102/t20110222_177905.htm

● 产品质量监督抽查实施规范（第二批）

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局公告 2011 年第 17 号
【发布日期】2011-02-10
【实施日期】2011-03-01
【内容提要】该实施规范共 101 册，包括食品、日用消费品、建筑和装饰装修材料、农业生产资料和工业生产资料五类。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://cpzljds.aqsiq.gov.cn/zcfq/jsgf/201102/t20110215_177407.htm

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-02/25/content_1625675.htm

● 2011 年の外商投資企業一斉年度検査作業の実施に関する通知

【発布機関】商務部等六部門
【発布番号】商資函〔2011〕75 号
【発布日】2011-02-23
【概要】本通知によると下記の通りである。
▪ 2011 年 3 月 1 日より 6 月 30 日までを外商投資企業一斉年度検査の受理期間とする。
▪ 年度検査の内容は 2010 年度の外商投資企業運営状況である。
▪ 中国国内にて法により設立を許可され且つ登記登録し、法人資格を取得した外商投資企業はいずれも年度検査参加義務がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/201102/20110207416734.html>

● フラットテレビ商品を「一部商品修理交換返品責任規定」調整範囲に組み入れることについての公告

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局公告 2011 年第 20 号
【発布日】2011-02-17
【施行日】2011-03-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2011/201102/t20110222_177905.htm

● 製品品質監督抜取検査実施規範（第二回目）

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局公告 2011 年第 17 号
【発布日】2011-02-10
【施行日】2011-03-01
【概要】本実施規範は合計で 101 冊であり、食品、日用消費品、建築及び装飾・内装材、農業生産資料及び工業生産資料の 5 種類が含まれる。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://cpzljds.aqsiq.gov.cn/zcfq/jsgf/201102/t20110215_177407.htm

● 关于代理出口货物相关税收问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 12 号
【发布日期】2011-02-12
【实施日期】2011-03-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/10644576.html>

● 輸出代行貨物の租税事項に関する公告

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2011 年第 12 号
【発布日】2011-02-12
【施行日】2011-03-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/10644576.html>

● 关于《上市公司收购管理办法》、《上市公司重大资产重组管理办法》的适用意见（5 件）

【发布单位】中国证券监督管理委员会
【发布文号】中国证券监督管理委员会公告〔2011〕1 号至 5 号
【发布日期】2011-01-10 及 2011-01-17
【法令全文】请点击以下网址查看：
有关上市公司严重财务困难的适用意见
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192249.htm
有关要约豁免申请的条款发生竞合时的适用意见
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192250.htm
有关通过集中竞价交易方式增持上市公司股份的收购完成时点认定的适用意见
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192252.htm
有关拟购买资产存在资金占用问题的适用意见
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192254.htm
有关上市公司在 12 个月内连续购买、出售同一或者相关资产的有关比例计算的适用意见
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192256.htm

● 「上場会社買収管理弁法」、「上場会社の重大な資産再編管理弁法」に関する適用意見（5 件）

【発布機関】中国証券監督管理委員會
【発布番号】中国証券監督管理委員會公告〔2011〕1 号から 5 号
【発布日】2011-01-10 及 2011-01-17
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
上場会社の財務状況が著しく困難であることについての適用意見
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192249.htm
免除申請の条項に競合が発生した場合に関する適用意見
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192250.htm
集中落札取引方式により上場会社株式を買い付ける場合の買収完了時点認定に関する適用意見
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192252.htm
購入予定資産に資金占有問題が存在することについての適用意見
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192254.htm
上場会社が 12 ヶ月以内に同一の又は係る資産を連続して購入、売却した場合の係る比率計算に関する適用意見
http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110223_192256.htm

● 企业年金基金管理办法

【发布单位】人力资源和社会保障部等四部门
【发布文号】人力资源和社会保障部等四部门令 第 11 号
【发布日期】2011-02-12
【实施日期】2011-05-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2011-02/23/content_1808854.htm

● 企業年金基金管理弁法

【発布機関】人的資源及び社会保障部等四部門
【発布番号】人的資源及び社会保障部等四部門令 第 11 号
【発布日】2011-02-12
【施行日】2011-05-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2011-02/23/content_1808854.htm

- [关于对配偶子女从事律师职业的法院领导干部和审判执行岗位法官实行任职回避的规定（试行）](#)

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法发〔2011〕5号
 【发布日期】2011-02-10
 【实施日期】2011-02-10
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.court.gov.cn/qwfb/sfwj/jd/201102/t20110218_13925.htm

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [国家发展和改革委员会要求规范试点地区股权投资企业发展和备案管理工作](#)

日前，国家发展和改革委员会办公厅下发《关于进一步规范试点地区股权投资企业发展和备案管理工作的通知》至各有关省市人民政府办公厅，并接受采访。该通知提出以下要求：

规范股权投资企业的设立、资本募集与投资	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 股权投资企业应当遵照《公司法》和《合伙企业法》有关规定设立。 ▪ 股权投资企业的资本只能以私募方式向具有风险识别和承受能力的特定对象募集；资本募集人须向投资者充分揭示投资风险，不得承诺固定回报。 ▪ 股权投资企业的投资领域限于非公开交易的企业股权。
健全股权投资企业的风险控制机制	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 股权投资企业应当合理分散投资，其资金不得用于为被投资企业以外的企业提供担保。 ▪ 股权投资企业的受托管理机构为外商独资或者中外合资的，应当由在境内具有法人资格的托管机构托管该股权投资企业的资产。
完善股权投资企业备案程序	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 在试点地区完成工商登记的股权投资企业，以及以股权投资企业为投资对象的股权投资企业，除下列三种情形外，均应到国家发展和改革委员会备案并接受备案管理：

- [配偶者、子女が弁護士職務に就いている裁判所の責任者幹部及び裁判執行ポストにある裁判官が職務執行を回避することについての規定（试行）](#)

【発布機関】最高人民裁判所
 【発布番号】法発〔2011〕5号
 【発布日】2011-02-10
 【施行日】2011-02-10
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.court.gov.cn/qwfb/sfwj/jd/201102/t20110218_13925.htm

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [国家発展及び改革委員会が試行地区の持分投資企業の発展と届出管理作業の規範化を要求する](#)

先頃、国家発展及び改革委員会弁公庁は「[試行地区の持分投資企業の発展と届出管理作業を一層規範化することについての通知](#)」を各関係省市人民政府弁公庁に配布し、インタビューを受けた。本通知により出された要求は下記の通りである。

持分投資企業の設立、資本金募集と投資を規範化する	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 持分投資企業は「会社法」及び「パートナー制企業法」の係る規定に基づき設立すること。 ▪ 持分投資企業の資本金は私募方式によりリスク識別及び受入能力を有する特定対象に対して募集するしかない。資本金募集者は投資者に対して投資リスクについて十分に揭示しなければならず、固定利得を承諾してはならない。 ▪ 持分投資企業の投資領域は非公開取引の企業持分に限定される。
持分投資企業のリスクヘッジ体制の健全化を行う	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 持分投資企業は合理的に投資を分散しなければならず、その資本金を投資先企業以外の企業のために担保提供することには使用してはならない。 ▪ 持分投資企業の受託管理機関が外商独资又は中外合併である場合、国内において法人資格を有する委託管理機関が当該持分投資企業の資産を委託管理すること。
持分投資企業の届出手続きを整備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 試行地区にて工商登記を完成した持分投資企業、及び持分投資企業を投資対象とする持分投資企業は、下記の 3 つの状況を除き、いずれも国家発展及び改革委員会に届出を行い届出管理を受けること。

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 已经按照《创业投资企业管理暂行办法》备案为创业投资企业； 2. 资本规模不足 5 亿元人民币或者等值外币； 3. 由单个机构或者单个自然人全额出资设立，或者虽然由两个及以上投资者出资设立，但这些投资者均系某一个机构的全资子机构。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 股权投资企业采取委托管理方式的，受托管理机构应当附带备案并接受相应的备案管理。 	する	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既に「ベンチャーキャピタル企業管理暫定弁法」に基づき届出済みのベンチャーキャピタル企業である場合。 2. 資本金規模が 5 億人民元未満又は同等額の外貨幣である場合。 3. 一つの機関又は一人の自然人が全額出資し設立した、又は 2 つ以上の投資者が出資し設立したものの、これら投資者はいずれも某同一機関が全額出資し設立した機関である。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 持分投資企業が委托管理方式を採用した場合、受託管理機関の届出情報を付して、係る届出管理を受けること。
其他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 明确股权投资管理机构的基本职责。 ▪ 建立股权投资企业信息披露制度。 ▪ 构建适度监管和行业自律相结合的管理体制。 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 持分投資管理機関の基本的な職責を明確にすること。 ▪ 持分投資企業の情報開示制度を構築すること。 ▪ 適切な監督管理と業界自主規制を連結させた管理体制を構築すること。

(摘自中国政府网；2011 年 02 月 23 日发布)

(2011 年 2 月 23 日付けの中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 中国正抓紧论证修改《工伤保险条例》等法规

人力资源和社会保障部传出消息，对列入国务院立法工作计划的《工伤保险条例》(修订)、《职业技能培训和鉴定条例》、《女职工劳动保护规定》(修订)、《人力资源市场条例》等行政法规草案，正抓紧论证修改。

(摘自中国人大网；2011 年 02 月 23 日发布)

● 中国は「労災保険条例」等の法規の論証改正を急ピッチで行っているところである

人的資源及び社会保障部からの情報によると、国务院立法作業計画に組み入れられた「労災保険条例」(改正)、「職業技能研修及び鑑定条例」、「女子従業員労働保護規定」(改正)、「人的資源市場条例」等の行政法規草案の論証改正が急ピッチで進められている。

(2011 年 2 月 23 日付けの中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 2011 年将提高个人所得税薪酬起征点

日前，国务院总理温家宝表示，2011 年中国将提高个人所得税薪酬起征点，并且此事已列入国务院的议事日程，将于近期讨论。

(摘自新华网；2011 年 02 月 27 日发布)

● 2011 年、個人所得税の賃金課税基準額を引き上げる模様である

先頃、国务院総経理温家宝は、2011 年中国は個人所得税の賃金課税基準額を引き上げ、又本事項を国务院の議事日程にすでに入れており、近日中の討議する旨を明らかにした。

(2011 年 2 月 27 日付けの新華ウェブサイトより抜粋)

● 《第三方电子商务交易平台服务规范》、《出版物市场管理规定》、《订户订购进口出版物管理办法》、《音像制品进口管理办法》公开征求意见

日前，商务部公布《第三方电子商务交易平台服务规范》(征求意见稿)，并向社会公开征求意见(截止日期为 2011 年 03 月 13 日)。

日前，新闻出版总署公布《出版物市场管理规定》、《订户订购进口出版物管理办法》、《音像制品

● 「第三者電子商取引プラットフォームサービスの規範化」、「出版物市場管理規定」、「輸入出版物の購読購入管理弁法」、「音響映像製品輸入管理弁法」がパブリックコメントを募集する

先頃、商務部は、「第三者電子取引プラットフォームサービスの規範化」(意見募集案)を公布し、社会に向けてパブリックコメントを募集する(締切日:2011 年 3 月 13 日)。

先頃、新聞出版総署は、「出版物市場管理規

《进口管理办法》的修订征求意见稿，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 03 月 04 日）。

（里兆律师事务所 2011 年 02 月 25 日整理编写）

● **简析《外国企业常驻代表机构登记管理条例》**

广受关注的《外国企业常驻代表机构登记管理条例》(国务院令 584 号)(以下简称“《新条例》”)将于 2011 年 03 月 01 日起正式施行。《新条例》在系统性规范外国企业常驻代表机构(以下简称“常驻代表机构”)登记管理制度的同时,也在一定程度上加强了对常驻代表机构的登记管理。自《新条例》施行之日起,1983 年 03 月 05 日经国务院批准的《关于外国企业常驻代表机构登记管理办法》(以下简称“《登记管理办法》”)同时废止。

在此,律师结合《新条例》对现行常驻代表机构登记管理制度的重要变更,通过对比外国企业在中国境内投资常用的三种组织形式(即:外商投资企业、分公司和常驻代表机构¹⁾)的登记管理特点,对现行法律框架下设立常驻代表机构的利弊进行简要分析。

《新条例》对现行常驻代表机构登记管理制度的重要变更

与《登记管理办法》、《关于审批和管理外国企业在中国境内常驻代表机构的实施细则》(原对外贸易经济合作部 1995 年第 3 号令)等现行有关常驻代表机构登记管理的法律规定相比,《新条例》正式施行后,常驻代表机构的登记管理制度将在如下方面发生重要变更:

设立、变更、注销登记是否需要前置审批	
《新条例》颁布前的法律规定	<ul style="list-style-type: none"> - 2004 年 07 月 01 日前,需要政府主管部门(见附注 1)前置审批。 - 2004 年 07 月 01 日起(见附注 2),各地陆续取消对“贸易商、制造厂商、货运代理商、咨询公司、投资公司”等一般行业常驻代表机构审批程序,主要保留以下两类常驻代表机构的审批程序: <ol style="list-style-type: none"> 1) 外国非企业经济组织在中国境内设立的常驻代表机构,由外资审批主管部门审批; 2) 金融业、保险业、航空运输业等特殊行业和领域的外国企业在中国境内设立的常驻代表机构,

定》、「輸入出版物の購読購入管理弁法」、「音響映像製品輸入管理弁法」の改正についての意見募集案を公布し、社会に向けてパブリックコメントを募集する(締切日:2011 年 3 月 4 日)。

(里兆法律事務所が 2011 年 2 月 25 日付で作成)

● **「外国企業駐在員事務所登記管理条例」を簡潔に分析する**

広く注目されている「外国企業駐在員事務所登記管理条例」(国务院令 584 号)(以下「新条例」という)が 2011 年 3 月 1 日から正式に施行される。「新条例」は、外国企業駐在員事務所(以下「駐在員事務所」という)登記管理制度を系統的に規範化すると同時に、駐在員事務所に対する登記管理もある程度強化している。「新条例」施行日から、1983 年 3 月 5 日に国务院の許可を受けた「外国企業駐在員事務所登記管理弁法」(以下「登記管理弁法」という)は同時に廃止される。

ここで、筆者は「新条例」による現行の駐在員事務所登記制度の重要な変更とあわせ、外国企業が中国国内での投資によく使用する 3 通りの組織形態(即ち、外商投资企业、支社及び駐在員事務所¹⁾)の登記管理の特徴の比較を通じ、現行の法的枠組のもと駐在員事務所のメリットとデメリットについて簡潔に分析する。

「新条例」による現行の駐在員事務所登記管理制度的重要な変更

「登記管理弁法」、「外国企業の在中国駐在員事務所の審査許可及び管理に関する実施細則」(旧对外贸易经济合作部 1995 年第 3 号令)等の現行の駐在員事務所登記管理に関する法律の規定と比較すると、「新条例」が正式に施行された後、駐在員事務所の登記管理制度は以下の方面で重要な変更が生じる。

設立、変更、登記抹消は前置審査が必要か否か	
「新条例」公布前の法律の規定	<ul style="list-style-type: none"> - 2004 年 7 月 1 日までは、政府主管部門(注 1 を参照)による前置審査許可が必要であった。 - 2004 年 7 月 1 日から(注 2 参照)、各地では、「貿易業者、製造業者、貨運代理業者、コンサルティング会社、投資会社」等の一般の業種の駐在員事務所に対する審査許可手続きを立て続けに廃止し、主に以下の 2 通りの駐在員事務所の審査許可手続きを残した。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 外国非企業経済組織が中国国内に設立した駐在員事務所は、外資審査許可主管部門が審査

¹ 外商投资合伙企业已从 2010 年 03 月 01 日起开始可申请设立, 鉴于目前实际应用较少, 本文中对这一组织形式暂不作对比分析。

¹ 外商投資パートナーシップ制企業はすでに 2010 年 3 月 1 日から設立申請することができるが、現在は実際の応用事例が少ないことから、本文ではこの組織形態についての分析は割愛する。

	由行业主管部门审批。
《新条例》规定	<ul style="list-style-type: none"> - 除法律、行政法规、国务院规定必须办理前置审批的以外，可以直接办理设立、变更、注销登记。 - 《新条例》所称“法律、行政法规、国务院规定必须经过审批”的常驻代表机构，有待立法进一步明确，但总体趋势应当是逐步放宽。律师判断，短期内，将维持在现行适用的、《新条例》颁布前的法律规定所确立的范畴。
业务范围	
《新条例》颁布前的法律规定	<ul style="list-style-type: none"> - 可从事非直接经营性活动，代表外国企业进行其经营范围内的业务联络、产品介绍、市场调研、技术交流等业务活动。
《新条例》规定	<ul style="list-style-type: none"> - 可从事与外国企业经营业务有关的下列活动： <ol style="list-style-type: none"> 1) 与外国企业产品或者服务有关的市场调查、展示、宣传活动； 2) 与外国企业产品销售、服务提供、境内采购、境内投资有关联络活动。
对外国企业及常驻代表机构代表的要求	
《新条例》颁布前的法律规定	<ul style="list-style-type: none"> - 外国企业在所在国合法成立。 - 2010年01月04日前(见附注3)，常驻代表机构的代表人数无数量限制；自2010年01月04日起，一般不得超过4人，对已超过4人的常驻代表机构，原则上只允许注销代表，不允许新增代表。
《新条例》规定	<ul style="list-style-type: none"> - 外国企业须在所在国存续2年以上。 - 常驻代表机构的代表(包括首席代表在内)不得超过4人。 - 对《新条例》正式施行前已经超过4人、而常驻代表机构不主动申请注销的情况如何处理，有待立法进一步明确。
登记期限	

	<p>許可する。</p> <p>2) 金融業、保険業、航空運輸業等の特殊業種及び分野の外国企業が国内に設立した駐在員事務所は、業種主管部門が審査許可する。</p>
「新条例」の規定	<ul style="list-style-type: none"> - 法律、行政法規、國務院の規定で必ず前置審査許可手続きを行わなければならないとされているものを除き、直接に設立、変更、登記抹消手続きを行うことができる。 - 「新条例」にいう「法律、行政法規、國務院の規定で必ず審査許可を受けなければならない」とされる駐在員事務所については、さらに立法を通して明確化される必要があるが、全体的には徐々に緩和される傾向にある。短期間においては、現在適用される、「新条例」が公布される前の法律規定が確立した範疇が維持されると思われる。
業務範囲	
「新条例」公布前の法律の規定	<ul style="list-style-type: none"> - 非直接的に経営活動を行い、外国企業を代表して、その経営範囲内の業務連絡、製品紹介、市場リサーチ、技術交流等の業務活動を行うことができる。
「新条例」の規定	<ul style="list-style-type: none"> - 外国企業の経営業務と関係する次の活動を行うことができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 外国企業の製品又はサービスに関係する市場調査、展示、宣伝活動。 2) 外国企業の製品販売、サービスの提供、国内の仕入れ、国内投資と関係する連絡活動。
外国企業及び駐在員事務所の駐在員に対する要求	
「新条例」公布前の法律の規定	<ul style="list-style-type: none"> - 外国企業が所在国で適法に設立されていること。 - 2010年1月4日までに(注3を参照)、駐在員事務所の駐在員数には数上の制限はなく、2010年1月4日からは、通常4名を超えてはならず、4名を超えた駐在員事務所については、原則として駐在員の抹消を認めるが、駐在員を新たに追加することは認めない。
「新条例」の規定	<ul style="list-style-type: none"> - 外国企業は必ず所在国で2年以上存続していなければならない。 - 駐在員事務所の駐在員(首席駐在員を含む)は4名を超えてはならない。 - 「新条例」が正式に施行される前にすでに4名を超えており、駐在員事務所が自主的に抹消を申請しない状況についてどのように処理するかについては、立法を通して更に明確化される必要がある。
登記期限	

《新条例》 颁布前的 法律规定	- 不超过 3 年。 - 逾期需要继续常驻的，另行办理延期登记手续。
《新条例》 规定	- 不得超过外国企业的存续期限。
年度报告义务	
《新条例》 颁布前的 法律规定	- 无特别法律规定。
《新条例》 规定	- 常驻代表机构应当于每年 03 月 01 日至 06 月 30 日向登记机关提交年度报告。 - 年度报告的内容包括外国企业的合法存续情况、常驻代表机构的业务活动开展情况及其经会计师事务所审计的费用收支情况等相关情况。
信息共享机制	
《新条例》 颁布前的 法律规定	- 2010 年 01 月 04 日前，无特别法律规定。 - 2010 年 01 月 04 日起，明确登记机关与公安机关的联动机制。
《新条例》 规定	- 登记机关应与其他有关政府部门（如公安局、税务局等）建立信息共享机制，相互提供有关常驻代表机构的信息。

「新条例」 公布前 的法律 规定	- 3 年を超えない。 - 期限を過ぎても引き続き常駐する必要がある場合、延期登記手続きを別途に行う。
「新条例」 の規定	- 外国企業の存続期間を超えてはならない。
年度报告義務	
「新条例」 公布前 的法律 規定	- 特別な法律規定はない。
「新条例」 の規定	- 駐在員事務所は毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までに登記機関に年度報告を提出しなければならない。 - 年度報告の内容には、外国企業の適法な存続状況、駐在員事務所の業務活動の展開状況及び会計事務所の監査を通過した費用収支状況等の関係状況が含まれる。
情報共有メカニズム	
「新条例」 公布前 的法律 規定	- 2010 年 1 月 4 日までは、特別な法律の規定はなかった。 - 2010 年 1 月 4 日から、登記機関と公安機関の連動メカニズムが明確になった。
「新条例」 の規定	- 登記機関は、その他関係政府部門（たとえば、公安局、税務局等）との情報共有メカニズムを構築し、駐在員事務所に関する情報を互いに提供しなければならない。

附注：

1. 此处的政府主管部门是指“外资审批主管部门”和“行业主管部门”，其中前者是指“商务部及各地商务主管部门”，后者是指相关行业的主管部门，如银行业为银行业监督管理委员会及其分支机构，航空运输业为民用航空总局及其分支机构等。
2. [《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》](#)（国务院令 412 号）于 2004 年 07 月 01 日起施行，要求外资审批主管部门仅保留对外国非企业经济组织在中国境内设立的常驻代表机构的审批。
3. 2010 年 01 月 04 日，国家工商行政管理总局、公安部颁布[《关于进一步加强外国企业常驻代表机构登记管理的通知》](#)，明确常驻代表机构的代表人数应当与其开展的业务活动相适应，代表（含首席代表）人数一般不得超过 4 人。从规定内容来看，该通知可理解为是在《新条例》施行前对相关登记管理事项的过渡性规定。

注：

1. ここでの政府主管部門とは、「外資審査許可主管部門」及び「業種主管部門」をいい、そのうちの前者は「商務部及び各地の商務主管部門」をいい、後者は関係業種の主管部門をいい、たとえば銀行業においては銀行業監督管理委員会及びその分支機関であり、航空運輸業においては民用航空総局及びその分支機関等である。
2. [「留保する必要がある行政審査許可項目に対し行政许可を設定することについての国务院の決定」](#)（国务院令 412 号）が 2004 年 7 月 1 日から施行され、外資審査許可主管部門に対しては、外国非企業経済組織が中国国内に設立した駐在員事務所に対する審査許可だけを残すよう求めた。
3. 2010 年 1 月 4 日、国家工商行政管理総局、公安部が[「外国企業駐在員事務所登記管理を一層強化することについての通知」](#)を公布し、駐在員事務所の駐在員数は、同期間が展開する業務活動に匹敵しなければならず、駐在員（首席駐在員を含む）人数は、通常、4 名を超えてはならないと明確にした。規定の内容を見る限りでは、当該通知は「新条例」施行前における登記管理事項に関する過渡的な規定であると認識することができる。

外国企业在中国境内投资设立外商投资企业、分公司和常驻代表机构的利弊

外国企业在中国境内投资，通常会考虑选择如下三种组织形式之一：外商投资企业、分公司、常驻代表机构。最终的选择，主要取决于外国企业商业发展需要。但各组织形式在登记管理方面的特点，也会影响到外国企业的投资成本和收益，通常也应纳入考量。在此，律师基于《新条例》对常驻代表机构登记管理制度的重要变更，对比中国现行法律框架下设立外商投资企业、分公司和常驻代表机构在登记管理方面的特点如下：

可以投资的行业和领域	
常驻代表机构	- 可以在各种行业和领域设立常驻代表机构，法律无特别限制。
分公司	- 目前仅银行、保险公司和石油公司等特殊行业和领域的外国企业可在中国境内设立分公司。
外商投资企业	- 根据《外商投资产业指导目录》(2007年修订)执行。《外国企业投资产业指导目录》禁止外国企业投资的，不得设立外商投资企业。
对外国企业的要求	
常驻代表机构	- 外国企业必须在所在国存续 2 年以上。
分公司	- 根据所投资行业和领域的法律规定确定，通常对外国企业有存续期限要求（如设立外国银行分行的，该外国企业应首先在中国设立代表处 2 年以上）。
外商投资企业	- 通常情况下，对外国企业没有存续年限要求。 - 但对于投资特殊行业和领域的，一般有存续年限要求（如设立外商独资银行的，该外国企业应首先在中国设立代表处 2 年以上）。
设立、变更、注销登记是否需要前置审批	
常驻代表机构	- 除前表所述保留审批的两种类型的常驻代表机构以外，其他不需要前置审批。
分公司	- 基于法律对外国企业以分公司形式投资的限制，分公司设立、变更、注销登记，通常需要依据相关法律，经行业主管部门前置批准。

外国企業が中国国内に出資し、外商投資企業、支社及び駐在員事務所を設立することのメリットとデメリット

外国企業が中国国内に出資する場合、通常、次の3通りの組織形態のいずれかの選択を検討する。それぞれ、外商投資企業、支社、駐在員事務所であるが、最終的な選択においては、主に外国企業の商業的発展面でのニーズにより決定される。但し、各組織形態の登記管理上の特徴が外国企業の投資コスト及び収益に影響するはずであるため、通常、この点も考慮されなければならない。ここで、筆者は「新条例」による駐在員事務所の登記管理制度の重要な変更に沿って、中国の現行の法的枠組みのもとで外商投資企業、支社、駐在員事務所を設立する場合の登記管理方面の特徴を下表にまとめ比較する。

出資可能な業種及び分野	
駐在員事務所	- 各種業種及び分野にて駐在員事務所を設立することができ、法律では特別な制限はない。
支社	- 現在、銀行、保険会社及び石油会社等の特殊な業種及び分野の外国企業だけが中国国内に支社を設立することができる。
外商投資企業	- 「外商投資産業指導目録」(2007年改正)に基づき実施する。「 外国企業投資産業指導目録 」で外国企業の投資が禁じられている場合、外商投資企業を設立してはならない。
外国企業に対する要求	
駐在員事務所	- 外国企業は必ず所在国にて2年以上存続していなければならない。
支社	- 投資する業種及び分野の法律の規定に基づき確定し、通常、外国企業に対し、存続期限の要求がある(外国銀行の支店を設立する場合、当該外国企業はまず中国に駐在員事務所を2年以上設立していなければならない)。
外商投資企業	- 通常、外国企業に対して、存続年数の要求はない。 - 但し、特殊な業種及び分野に投資する場合、通常、存続年数の要求がある(外商独资銀行を設立する場合、当該外国企業はまず中国に駐在員事務所を2年以上設立していなければならない)。
設立、変更、登記抹消は前置審査が必要か否か	
駐在員事務所	- 上記した審査許可を留保する2通りの形態の駐在員事務所のほか、その他については前置審査許可は必要ない。
支社	- 法律では、外国企業が支社の形式で投資することの制限があることから、支社の設立、変更、登記抹消においては、通常、関係法律に依拠して、業種主管部門の前置許可を受けなければならない。

外商投资企业	<ul style="list-style-type: none"> - 需要经过外资审批主管部门前置审批。 - 经营活动涉及特殊行业和领域（如金融、道路运输等）的，另需经过行业主管部门前置审批。
名称登记	
常驻代表机构	- 按照如下样式确定：“外国企业国籍”+“外国企业中文名称”+“驻在城市名称”+“代表处”
分公司	- 通常按照如下样式确定：“外国企业国籍”+“外国企业中文名称”+“驻在城市名称”+“分公司/分行”
外商投资企业	- 通常按照如下样式确定：“行政区划”+“字号”+“行业或经营特点”+“组织形式”
业务范围	
常驻代表机构	- 一般不得开展经营活动（ <u>见附注 1</u> ），可开展的业务具体请参见前表。
分公司	<ul style="list-style-type: none"> - 依照相关行业和领域的法律规定确定。 - 所开展经营活动通常应与外国企业的经营范围有密切联系。
外商投资企业	- 可以在其依法申请的经营范围内开展经营活动，不受外国企业经营范围的限制。
注册资本/营运资金	
常驻代表机构	- 无注册资本/营运资金要求。
分公司	- 外国企业应拨付与分公司所从事的经营活动相适应的资金（例如，设立外国银行分行的，依法需有不少于 2 亿元人民币或等值的自由兑换货币的营运资金）。
外商投资企业	<ul style="list-style-type: none"> - 有注册资本要求，应与外国企业所投资企业申请的经营范围、业务规模等相匹配。 - 根据《<u>公司法</u>》（2005 年修订），设立外商投资有限责任公司，最低注册资本为人民币 3 万元。
登记期限	
常驻代表机构	- 不得超过外国企业的存续期限。
分公司	- 可由外国企业根据经营需要自主确定，通常不得超过外国企业的存续期限。

外商投资企业	<ul style="list-style-type: none"> - 外資審査許可主管部門の前置審査許可を受ける必要がある。 - 経営活動が特殊な業種及び分野に関する場合（金融、道路輸送など）、別途、業種主管部門の前置審査許可を受ける必要がある。
名称登記	
駐在員事務所	- 次の様式に基づき確定する。「外国企業の国籍」+「外国企業の中国語名称」+「駐在都市の名称」+「駐在員事務所」
支社	- 通常、次の様式に基づき確定する。「外国企業の国籍」+「外国企業の中国語名称」+「駐在都市の名称」+「支社/支店」
外商投资企业	- 通常、次の様式に基づき確定する。「行政区画」+「商号」+「業種又は経営特徴」+「組織形態」
業務範囲	
駐在員事務所	- 通常、経営活動（ <u>注 1 を参照</u> ）を行うてはならず、取扱うことのできる業務の詳細は前表を参照。
支社	<ul style="list-style-type: none"> - 関係業種及び分野の法律の規定に依拠し確定する。 - 取扱うことのできる経営活動は、通常、外国企業の経営範囲と密接な関係がなければならない。
外商投资企业	- 自己が法に依拠して申請した経営範囲内で経営活動を行うことができ、外国企業の経営範囲の制限を受けない。
登録資本/運営資金	
駐在員事務所	- 登録資本/運営資金の要求はない。
支社	- 外国企業は支社の取扱う経営活動に適應する資金を払い込まなければならない（たとえば、外国銀行の支店を設立する場合、法に依拠すると 2 億元を下回らない人民元又は等価の自由兌換通貨の運営資金がなければならない）。
外商投资企业	<ul style="list-style-type: none"> - 登録資本の要求があり、外国企業の出資先企業が申請する経営範囲、業務規模等に匹敵しなければならない。 - 「<u>会社法</u>」（2005 年改正）によると、外商投資有限責任会社を設立する場合、最低登録資本は 3 万人民元である。
登記期限	
駐在員事務所	- 外国企業の存続期限を超えてはならない。
支社	- 外国企業が経営の必要に応じて独自で確定することができ、通常、外国企業の存続期限を超えてはならない。

外商投资企业	- 可由外国企业根据经营需要自主确定 (见附注2)。
年检	
常驻代表机构	- 需提交年度报告。 - 年度报告的基本信息请参见前表。
分公司	- 根据所投资行业和领域的法律规定确定, 通常需按照行业主管部门的要求对年度财务报告进行审计, 并接受行业主管部门组织的检查。
外商投资企业	- 需对年度财务报告进行审计, 并接受工商管理部门等组织的联合年检。
开展经营活动名义及法律责任承担	
常驻代表机构	- 不能以自己名义开展经营活动。 - 开展相关活动的法律责任由外国企业承担。
分公司	- 可以自己名义对外开展经营活动。 - 开展相关活动的法律责任先由分公司承担, 不足部分由外国企业承担。
外商投资企业	- 可以自己名义对外开展经营活动。 - 开展相关活动的法律责任完全由外商投资企业自行承担, 外国企业不承担。

附注:

1. 根据中国加入 WTO 的议定书附件 9《服务贸易具体承诺减让表第 2 条最惠国豁免清单》, 常驻代表机构不得从事任何经营活动, 但 CPC861、862、863、865【即, 法律服务(不含中国法律服务), 会计、审计和簿记服务, 税收服务和管理咨询服务】项下具体承诺中的代表处除外(水平承诺部分)。
2. 实务中, 通常生产性企业不超过 50 年, 商业企业不超过 30 年, 其他类型企业也有一定的年限限制; 但到期后, 可以申请延期。

通过以上对比分析, 律师理解, 从登记管理角度看, 设立常驻代表机构与设立分公司、外商投资企业等方式相比, 主要存在如下利弊:

设立常驻代表机构的主要优势	设立常驻代表机构的主要劣势
- 设立、变更、注销程序较为简单, 通常不需要前置审批程序。 - 无注册资本/营运资金要	- 不能对外开展经营活动, 理论上无收益来源。 - 不能独立承担法律责任, 可能对外国企业形成拖累。 - 登记事项不够灵活, 自主性较小。例如, 所登记名称必须与外国企业紧密相关, 不

外商投资企业	- 外国企業が経営の必要に応じて独自で確定することができる(注2を参照)。
年度検査	
駐在員事務所	- 年度報告を提出する必要がある。 - 年度報告の基本情報は前表を参照。
支社	- 出資先業種及び分野の法律の規定に基づき確定し、通常、業種主管部門の要求に基づき年度財務報告に対し監査を行い、且つ業種主管部門による検査を受ける必要がある。
外商投资企业	- 年度財務報告に対し監査を行い、且つ工商管理部门等による聯合年度検査を受ける必要がある。
経営活動の名称及び法的責任の負担	
駐在員事務所	- 自己の名称にて経営活動を行うことはできない。 - 関係する活動を行う法的責任は、外国企業が負う。
支社	- 自己の名称にて対外的に経営活動を行うことができる。 - 関係する活動を行う法的責任は、まず支社が負担し、不足部分は外国企業が負担する。
外商投资企业	- 自己の名称にて対外的に経営活動を行うことができる。 - 関係する活動を行う法的責任は、完全に外商投資企業が自ら負い、外国企業は負担しない。

注:

1. 中国の WTO 加盟時の議定書付属書類 9「サービス貿易具体的譲許表第 2 条際特恵国免除リスト」によると、駐在員事務所は如何なる経営活動も行っていないが、CPC861、862、863、865【即ち、法律サービス(中国の法律サービスは含まない)、会計、監査及び簿記サービス、税制サービス及びマネジメントコンサルティングサービス】における具体的な公約の駐在員事務所はその限りではない(水準公約部分)。
2. 実務において、通常、生産性企業は 50 年を超えず、商業企業は 30 年を超えず、その他の形態の企業にも一定の期間の制限があるが、期限満了後、延期の申請を行うことができる。

以上の比較分析を通じて、登記管理という視点から見た場合、駐在員事務所の設立は、支社、外商投資企業の設立等の方式と比較すると、主に以下のメリット及びデメリットが存在する。

駐在員事務所を設立することの主な優位性	駐在員事務所を設立することの主な劣位性
- 設立、変更、登記抹消手順が相対的に簡単であり、通常、前置審査許可手順は不要	- 経営活動を対外的に展開することができず、理論上は収入源がない。 - 法的責任を独立して負うことができず、外国企業にとっての足手まといになるおそれがある。 - 登記事項が柔軟性に欠け、自

<p>求。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 对常驻代表机构的财务账簿设置、年检等要求较为宽松。 	<p>能有独立字号等。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 虽对财务账簿设置、年检等的要求较为宽松，但为了防止利用常驻代表机构从事经营活动、逃避纳税义务等，法律有强化监管的趋势。
---	---

<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 登録資本/運営資金の要求がない。 - 駐在員事務所に対する財務帳簿設置、年度検査等の要求が相対的に緩い。 	<p>主性がやや低い。たとえば、登記名称は必ず外国企業と密接に関係していなければならない、独自の商号を持つことができないなどである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 財務帳簿の設置、年度検査等の要求はやや緩いものの、駐在員事務所を利用し経営活動を行い、納税義務を逃れるといった行為を防ぐため、法的には監督を強化していく傾向が見られる。
---	---

综合以上分析，律师认为，《新条例》对常驻代表机构的登记管理制度进行了规范，填补了立法上的不足，但也在一定程度上增加了常驻代表机构合法经营的成本。此外，考虑到《[外国企业常驻代表机构税收管理暂行办法](#)》(国税发〔2010〕18号)自2010年实施后对常驻代表机构税务管理所带来的影响(不再区分行业确定应纳税所得额、核定利润率不应低于15%、不再受理免税申请，等等)。因此，《新条例》正式施行后，外国企业在在中国境内投资之前，应当比以往更谨慎地考量设立常驻代表机构相对于设立分公司、外商投资企业等组织形式的利弊，进而做出正确判断。

(里兆律师事务所 2011 年 02 月 25 日整理编写)

以上の分析を総合し、弁護士の認識では、「新条例」は、駐在員事務所の登記管理制度を規範化し、立法上の足りない点を補ってはいるが、駐在員事務所が適法に運営されるためのコストをある程度増やしている。また、「[外国企業駐在員事務所税收管理暫定弁法](#)」(国税発〔2010〕18号)が2010年に施行された後、駐在員事務所の税務管理に対してもたらされる影響(業種区分により課税所得額を確定せず、査定利益率は15%を下回ってはならず、免税申請が受理されない、など)を考慮すると、「新条例」が正式に施行された後、外国企業は中国国内に出資する前に、駐在員事務所の設立と支社、外商投资企业等の組織形態を設立した場合のメリットとデメリットについてこれまでよりも一層慎重に検討したうえで、正しい判断を行うようにしなければならない。

(里兆法律事務所が 2011 年 2 月 25 日付けで作成)